

用語の解説

あ

一団地の住宅施設

都市計画法第11条1項8号に規定されている都市施設で、一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設のこと。都市の総合的な土地利用計画に基づき、良好な居住環境を有する住宅団地を計画的に造成するためのものであり、住宅の建設とあわせて、道路、公園等の公共・公益的施設等の整備を行うもの。都市計画として、区域、面積、建ぺい率・容積率の限度、住宅の予定戸数、公共施設・公益的施設及び住宅の配置の方針などを定められる。

雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）のほか、浸透側溝、透水性舗装（浸透性平板も含む。）等がある。（「雨水浸透施設設置基準（平成23(2011)年4月）」（横浜市環境創造局））

雨水貯留施設

地下空間等を利用し、市街地に降った雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設のこと。

雨水排水施設

都市部に降った雨を集水して、川や海などの公共用水域へ排水する施設のこと。

液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象のこと。これにより

比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったたりする。（「横浜市住生活基本計画平成24(2012)年3月」（横浜市建築局））

エコカー

二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。環境対応車ともいう。エコロジー（環境）とエコノミー（節約）の性格をあわせもつため、エコカーとよばれる。エンジンとモーターの両方を動力源とするハイブリッド車のほか、電気自動車、燃料電池車などの総称でもある。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。（「エリアマネジメント推進マニュアル（平成20(2008)年3月」（国土交通省））

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふつ化硫黄（SF₆）」の6物質が指定されており、平成27年4月からは新たに「三ふつ化窒素（NF₃）」が追加された。（「横浜市環境

管理計画（平成 27(2015) 年 1 月）」（横浜市環境創造局）

か

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。（「横浜市環境管理計画（平成 27(2015) 年 1 月）」（横浜市環境創造局）

幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び 4 車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する。

帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が 30 度以上、高さが 5 メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が 5 戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには県知事の許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭あい道路

幅員 4 メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

狭あい道路整備促進路線

幅員 4 メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性の向上が見込めるとして、横浜市が「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。（「協働推進の基本指針（平成 24(2012) 年 10 月）」（横浜市市民局）

緊急輸送路（緊急輸送道路）

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

近郊緑地特別保全地区

近郊緑地保全区域内において、特に良好な自然環境を有するなど、緑地の保全のために特に必要とされる区域で、都市計画に定める地区。

近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため国土交通大臣により指定される土地の区域。

区域区分

都市計画法第 7 条の規定により、都市計画

区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。

景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

健康みちづくり推進事業

健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備することにより、楽しみながら健康づくりに取り組める場を創出するとともに、一人ひとりの健康寿命を延ばし、いきいきと楽しく暮らせる活力ある横浜を創ることを目的とした事業。

減災

災害後の対応よりも事前の対応を重視し、できることから計画的に取り組んで、少しでも被害の軽減を図るようにすること。「減災のてびき平成 21(2009)年 3月」(内閣府)

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束(協定)」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。「いちからつくる建築協定(平成 26(2014)年 5月)」(横浜市都市整備局)参考)

公民連携

行政と民間事業者が協働で住民サービスの向上や事業効率のアップ、地域経済の活性化などに取り組むこと。

国際交流ラウンジ

外国人市民に対する情報提供・相談等の生活支援や情報収集整理、人材育成などを行う機能を有する施設のこと。

コージェネレーションシステム

発電をしながら、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに有効利用するシステムのこと。一般に、燃料を燃やす火力発電所のエネルギー効率は 40 パーセント程度だが、コージェネレーションシステムでは電気と熱利用をあわせた総合効率は 80 パーセント近くになり、省エネルギー、二酸化炭素削減効果がある。

また、電力需要のピーク時に稼働させることによって、電力会社から供給される商用電力の負荷を平準化させることができる。

さらに、コージェネレーションと商用電力が連系することで、電源の二重化・安定化によるエネルギーセキュリティの向上を図ることができる。

コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。「地域コミュニティの現状と問題(平成 19(2007)年 2月 7日)」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料)

コミュニティビジネス

地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

さ

サービス付き高齢者向け住宅

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅のこと。一定の面積と設備、バリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供する。高齢者住まい法の改正により創設され、都道府県・指定都市・中核市が登録を行う。（「横浜市住生活基本計画（平成24(2012)年3月）」（横浜市建築局））

再生可能エネルギー

持続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。（「横浜市環境管理計画（平成27(2015)年1月）」（横浜市環境創造局））

市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

地震火災対策方針における 重点対策地域（不燃化推進地域）

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針における「火災による被害が特に大きいとされる地域」のこと。横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例に基づき、建築物の耐火性能強化を義務付

ける地域として指定する。

地震火災対策方針の対象地域

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の「延焼の危険性が高い地域」のこと。地域防災力の向上を図るため、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し、横浜市が行う補助の対象となる。

市民の森

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市市民の森設置事業実施要綱に基づき、おおむね2ヘクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な施設整備を行い、市民に憩いの場を提供するもの。散策路や広場の清掃・パトロールなど通常の管理は、地域の「市民の森愛護会」が行い、所有者には固定資産税等の減免及び奨励金を交付している。

主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路（地域道路）のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。（「横浜市環境管理計画（平成27(2015)年1月）」（横浜市環境創造局））

スプロール

Sprawl。都市が急速に発展し、周辺へ無秩序に市街地が広がる現象のこと。道路、上下水道、電気その他の都市施設が整備されず、市

街地化が進むため都市問題を激化させることになる。

生産年齢人口

15歳から64歳までの人口のこと。この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口（高齢者人口）」という。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市環境管理計画（平成27(2015)年1月）」（横浜市環境創造局）

浅海域

海岸線から大陸棚の外縁までの間にあって、大陸棚上の大部分を占める海域のこと。（「生物多様性横浜行動計画（平成27(2015)年1月）」（横浜市環境創造局）

選奨土木遺産

社団法人土木学会が、国内の歴史的建造物のうち土木構造物について、これの保存に資することを目的として構造物群を「土木学会選奨土木遺産」に認定して顕彰する制度、及びこれにより顕彰された土木構造物群のことを指す。磯子区内では、堀割川が「明治初期に開削され、大岡川から分流された堀割川は横浜市の水運、治水対策等に大きな役割を果たし、長大な石積護岸は当時の面影を残す」として、平成22(2010)年に選奨されている。

ソーシャルビジネス

Social business。社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの。以下の①～③の要件を満たす主体を、ソーシャルビジネスとして捉える。

- ①【社会性】 現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- ②【事業性】 ①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。
- ③【革新性】 新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。（「ソーシャルビジネス研究会報告書（平成20（2008）年4月）」（経済産業省）

ゾーン 30

住宅地域等をゾーンとして区域設定し、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を抑制することで、歩行者等の安全を確保するもの。

ゾーン30として区域設定された住宅地域等の区域入口では、その区域の制限速度が時速30キロメートルであることを示す標識や、路面標示を設置し、ゾーン30に設定された区域の入口であることを明確にする。

た

耐震化

耐震診断の結果、大地震時に倒壊又は崩壊する可能性があるとして判定された建物について、地震に対する安全性を向上させる工事を行うこと。

地域地区

都市計画法第8条の規定により、都市計画区域について、都市計画に定めることが出来るとされている地域、地区又は街区のこと。用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、風致地区、特別緑地保全地区等がある。

地域福祉保健計画

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。（「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27(2015)年3月）」（横浜市健康福祉局））

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくり組織

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域まちづくりプラン及び地域まちづくりルールを策定・運用するために、地域住民等で構成され、多数の理解や指示を得て、市長の認定を受けた組織。地域まちづくり組織と横浜市が連携して、地域まちづくりを推進する。

地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組みを、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のこと。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努める。

地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

透水性舗装

雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装のこと。主として歩道の舗装に用い、歩道上の水たまり発生の軽減や地下水のかん養等の効果がある。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し、都市計画に位置付ける地域地区のこと。

都市機能

都市（政治、経済、文化等の中心地で人の多いところ）としての機能のこと。業務、商業、文化、観光、交流などの機能（の一つ又は複数）を有する。

都市基盤施設

都市活動を支える最も基本的な施設。道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項の規定により、都道府県が、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての行う調査のこと。

都市施設

都市計画に定めることができる、都市計画法第11条第1項各号に掲げる以下の施設のこと。

1. 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

2. 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
3. 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
4. 河川、運河その他の水路
5. 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
6. 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
7. 市場、と畜場又は火葬場
8. 一団地の住宅施設
9. 一団地の官公庁施設
10. 流通業務団地
11. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
12. 一団地の復興拠点市街地形成施設
13. その他政令で定める施設

土砂災害警戒区域等

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。

土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

な

年少人口

0歳から14歳までの人口のこと。この区分は「年齢3区分別人口」に基づく。

農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指

定した地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ヘクタール以上の地区を指定。

は

パーソントリップ調査

「人(Person)の動き(Trip)」から都市を分析していく調査(P T調査ともいう。)で、「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べるもの。鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。東京都市圏においては、日常的に一体的な経済、社会活動が行われている圏域として、東京を中心とした通勤交通圏域を一つのまとまりある都市圏として、昭和43(1968)年以降、10年ごとに実施している。

ハザードマップ

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。(「大辞泉第二版(2012(平成24)年11月)」(小学館))

バスベイ

バス乗降客のため、本線車道から分離して設けたバスの停車帯のこと。本線車線から分離しているため、後続車の追越しが容易になる。

バリアフリー

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。(「横浜都市交通計画(平成20(2008)年3月)」(横浜市都市整備局))

バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のこと。高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。

ヒートアイランド

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれる。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。(「風致地区の手引き(平成26(2014)年4月)」(横浜市建築局))

ベッドタウン

Bed town。都心へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市を指す言葉。和製英語である。

ボトルネック

車線数が減少する場所や交差点など、交通混雑を引き起こす要因となるような場所のこと。(「横浜都市交通計画(平成20(2008)年3月)」(横浜市都市整備局))

ま

緑の 10 大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こども国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の 10 カ所がある。

や

用途地域

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもの。次の 12 種類がある。

1. 第一種低層住居専用地域
2. 第二種低層住居専用地域
3. 第一種中高層住居専用地域
4. 第二種中高層住居専用地域
5. 第一種住居地域
6. 第二種住居地域
7. 準住居地域
8. 近隣商業地域
9. 商業地域
10. 準工業地域
11. 工業地域
12. 工業専用地域

横浜環状鉄道

交通政策審議会答申第 198 号に「横浜環状鉄道の新設（日吉～鶴見、中山～二俣川～東戸塚～上大岡～根岸～元町・中華街）」として位置づけられている路線のこと。なお、中山～日吉間は市営地下鉄グリーンラインとして供用中である。

横浜都心

高次の業務、商業、文化、観光、交流など更なる機能集積を図るとともに、一定のルールのもと、業務機能等を中心に地域の実情に応じた機能強化と合わせ、都市型住宅の誘導等も図る、魅力と活気あふれる拠点地区のこと。横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区が位置付けられている。（「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成 25(2013) 年 3 月）」（横浜市都市整備局）参考）

ら

ライフスタイル

Life style。生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフライン

Life line。都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう語。多く、地震対策との関連で取り上げられる。生命線。（「大辞泉第二版（平成 24（2012）年 11 月）」（小学館）

リサイクル

recycle。再生利用。ごみを分別し、再び資源として利用すること。「再資源化」とも言う。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」（平成 23(2011) 年 1 月）（横浜市資源循環局）

リデュース

reduce。発生抑制。ごみそのものの量を減らすこと。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」（平成 23(2011) 年 1 月）（横浜市資源循環局）

リフォーム

新築以外の、増築や改築、模様替え、修繕などの工事のこと。

流域

河川に流れ込む雨水（氷雪水も含む。）が降り集まる地域のこと。集水域又は排水域ともいう。（新たな「横浜市環境管理計画（平成 27(2015) 年 1 月）」（横浜市環境創造局）

リユース

reuse。再使用。一度使用し、不要になった製品をそのままの形で使うこと。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」（平成 23(2011) 年 1 月）（横浜市資源循環局）

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

老年人口

65 歳以上の人口のこと。高齢者人口ともいう。この区分は「年齢 3 区分別人口」に基づく。

アルファベット

I T S

Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと呼ばれる。道路交通に関する総合的な情報通信システムのことであり、交通渋滞の軽減、交通事故の減少、輸送の効率化、地球環境との調和等の国民生活に身近な道路交通問題解決の切り札と考えられている。さらには、経済的、社会的にも期待が寄せられており、その実現に当たっては、多様な分野に利用可能な、より一層利用者に魅力ある情報通信システムとなることが期待されている。

横浜市都市計画マスタープラン磯子区プラン

磯子区まちづくり方針

平成 30(2018) 年 3 月

横浜市磯子区区政推進課

〒 235-0016 横浜市磯子区磯子 3- 5- 1

電話：045-750-2332

FAX：045-750-2533

横浜市都市整備局地域まちづくり課

〒 231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話：045-671-2696

FAX：045-663-8641



古紙配合率 100%再生紙を使用しています